筑波大学大学院出願資格（有無）及び出願資格審査申請について

Ⅰ　修士課程・博士前期課程・一貫制博士課程の出願資格について

・「1　一般入学試験の出願資格について」により出願資格を確認すること。ただし、選抜方法により出願要件を設けているものもあるので、学生募集要項をよく確認すること。

・「B　出願資格審査を要する者」に該当する者は、出願前に出願資格審査(**注1**)に申請し、審査の結果、出願資格が認定された場合に出願することができる。
申請に当たっては次頁「Ⅱ　出願資格審査（B(9)～(11)に該当する者）」をよく読み、申請すること。

(**注1**)出願資格審査とは、本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があるか否かを出願前に審査すること。

1　一般入学試験の出願資格について

大学院に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者である。

A　出願資格審査を要しない者

(1) 日本国内の 4 年制大学を卒業した者又は入学月の前月までに卒業見込みの者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は入学月の前月までに授与される見込みの者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者又は入学月の前月までに修了見込みの者
小学校入学から大学卒業までに 16 年以上の課程を要する外国の大学を卒業した者又は見込みの者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者又は入学月の前月までに修了見込みの者
日本国内で小学校入学から大学卒業までに 16 年以上の課程を要する外国の大学が行う通信教育を受け卒業した者又は見込みの者

(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者又は入学月の前月までに修了見込みの者

(6) 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者又は入学月の前月までに取得見込みの者（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
外国において 16 年に満たない課程を修了し、学士の学位を取得した者又は見込みの者を含む
本条件で出願する予定の方は、入試課（大学院入試）まで、出願前にあらかじめお問い合わせください。
E-mail: dai.daigakuinka#@#un.tsukuba.ac.jp（※「#@#」を「@」に置き換えてください。）

(7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者又は入学月の前月までに修了見込みの者

(8) 文部科学大臣の指定した者
主な指定＝各省庁が設置する大学校（防衛大学校、水産大学校、気象大学校など）を卒業した者、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭、若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で 22 歳に達した者など

詳細は https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19480531001/k19480531001.html を参照

B　出願資格審査を要する者

(9) 本学の大学院において行う個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの又は入学月の前月までに 22 歳に達するもの

(10) 入学月の前月までに大学に 3 年以上在学した者であって、本学の大学院が、本学の大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(11) 入学月の前月までに次の各号の一に該当する者であって、本学の大学院が、本学の大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

①外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者

②外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

Ⅱ　出願資格審査（上記 B(9)～(11)に該当する者）

下記により出願資格審査申請を行なうこと。

（1）提出書類

（ア）出願者調書（指定様式）

（イ）学歴、研究歴、職歴調書（指定様式）

（ウ）卒業証明書等（大学以降の学歴が確認できる証明書（写し可））

（エ）その他学術院が必要と認める書類

注）出願資格審査の結果が出るまでは、検定料を払い込まないこと。

（2）申請期間・提出先

申請期間は、表 3（https://www.tsukuba.ac.jp/admission/graduate-overview/shikaku/）を参照すること。

受付時間は、9 時から 11 時 30 分、13 時 30 分から 17 時まで

郵送の場合は、角形 2 号封筒（縦 332 ㎜×横 240 ㎜）を各自で用意し、下記「提出先」宛に書留速達で郵送すること。申請期間内必着とする。

また、学生募集要項において申請に必要な書類の入手方法、申請方法及び申請期間等の記載がある場合は、これに従って申請すること。

提出先・問い合わせ先

https://www.tsukuba.ac.jp/admission/graduate-overview/shikaku/

「大学院　出願資格審査に関する問い合わせ先」を参照のこと。

〒305-8577

茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学　○○○○○支援室　大学院教務（又は○○○○○事務室）

（ただし東京キャンパスは、〒112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1）

（3）審査結果の通知

郵送により通知する。併せて、E-mail 又は電話でお伝えすることがある。